

都城出土漆紙文書の来歴

古尾谷 知 浩

一 はじめに

漆紙文書とは周知の通り、と書き出したところではあるが、漆紙文書の資料的性格が明らかにされてから四半世紀近くが経過してもなお周知のことではなかったので、まずは漆紙文書の何たるかについて概観しておきたい。⁽¹⁾ 漆紙文書とは、曲物などの木製品、杯・皿などの土器といった漆容器の蓋紙に用いられた反古紙である。漆は空気に触れて硬化したり、ほこりをかぶったりすると使い物にならなくなるので、漆の液面に密着するように紙をかぶせて蓋とする。漆は乾燥して固体になるのではなく、空気中の酸素や水分中の酸素に触れて硬化する。⁽²⁾ 従って通常の液体がそうであるとは異なり、紙が際限なく漆を吸って毛細管現象のように外にしみ出すことはない。紙には漆が円形に付着するが、漆がしみ込んだ部分だけは保護されて廃棄後も土中で腐ることなく現在まで残るのである。

なお、漆容器として用いた曲物、或いは樽・桶などについて、民

俗例や現在の漆工房における使用例をみると、漆液面に紙（近代では反古紙ではなく渋紙を用いる例もある）を密着させた上で、器の内側から竹などで作った枠をはめて押さえ、さらに木製の蓋を付しているが、この状態で漆を運搬している。⁽³⁾ 紙で蓋をした木製円形容器で漆を運搬することが、前近代に行われていたか否かについては大いに議論すべき問題であるが、このことが可能であるか否かは、わざわざ実験をするまでもなく現在の例をみれば可能であることは明らかである。

さて、本稿の目的は、研究成果や出土情報の提示ではなく、漆紙文書の史料学的性格、調査をする上での方法論上の問題点を提起することにある。最後に述べる予定であるが、同じ出土文字資料といっても、木簡と漆紙文書とはその性格が大いに異なる。漆紙文書の史料学的枠組みを示すことで、今後の調査における問題点の所在を明らかにしたい。

本稿の前提となる研究としては、まず平川南「史料にみる古代の漆」⁽⁴⁾を挙げなければならない。これは都城における漆の貢進、使用

の問題を文献史料から明らかにしたものである。しかし、執筆当時の事例蓄積が少なかったため、肝心の都城における漆紙文書の位置づけは、その後の調査の進展を待たざるを得ないという部分があった。次に踏まえるべき研究は玉田芳英「漆附着土器の研究」⁽⁵⁾である。

これは漆工房に関係する遺物としての土器を扱ったもので、漆の生産、流通、消費の過程を考える上で貴重な研究である。しかし、主たる対象は土器であるため、曲物や、これに付される蓋紙についての考察は別に行わなければならない。こうした研究状況を受け、拙稿「都城出土漆紙文書の特質」⁽⁶⁾では、漆の流通と容器、文書の内容、文書の廃棄という三つの観点から都城出土の資料を再検討した。その上で、漆容器蓋紙に用いる反古紙の調達経路や、漆自体の流通経路を考える必要があると指摘したが、予察的なものであり、現在からみると不十分な点が多い。その後の知見や研究の進展を踏まえ、現時点で考えられる枠組みを述べることにしたい。⁽⁷⁾

なお、議論の進め方として、まずは枠組みを提示し、次いで具体的事例による検証を行うことにしたい。議論の前提自体が周知されていないこと、事例が増加したとはいえ、帰納的に枠組みを導き出すほどには豊富でないことなどの事情があり、重複、迂遠にわたることを了解されたい。

二 全国における漆紙文書出土状況

都城を対象を限定する前に、全国的な傾向を押さえておきたい。筆者はかつて「漆紙・漆紙文書出土遺跡一覧(稿)」⁽⁸⁾を作成した。これを見ると、一調査当たりの出土点数が多いところと少ないところがあることに気づく。東北の城柵遺跡が総数の上で多いといっても、まんべんなく出土しているわけではなく、大量に出土した遺構は限られているのである。一方、都城についてみると、かつては出土点数が少ないという印象があったが、平城京跡右京八条一坊十四坪で漆紙文書が大量に廃棄された土坑が検出され、点数の上で遜色がなくなった。つまり、大量出土の遺構がみつかるか否かで出土数は左右されるのであり、現時点で少ない遺跡、全く出土していない遺跡でも、ひとたび廃棄土坑がみつければ状況は一変するのである。こうした留保付きではあるが、各都城の傾向についてみてみよう。さしあたり平城宮・京と比べた場合、藤原宮期の都城周辺では出土例がないのに対し、長岡京跡の出土例が、都の存続期間の短さ、調査面積の少なさにもかかわらず件数では遜色がないということが指摘できる。後述するが、長岡京跡出土資料では大形の蓋紙が出土している例があるということも特徴的である。このような傾向は、藤原宮期では反古紙の供給量が少なく、長岡京期にまで降ると増加し

たということの反映である、という側面も否定できない。また、長岡京期は短いとはいえ、造営工事や調度品製作の頻度が高いという理由もある。しかし、これ以外にも背景があると考えられるが、この点については後述する。

三 漆塗り作業の行われる場

次に、出土点数の多寡に関わる問題として、漆の消費のあり方についてみておこう。まず、漆の大量使用の場として建設現場が考えられる。宮殿、官衙、寺院などの建物造営に際しては大量の漆が短期間に必要とされる。具体例としては多賀城跡第九次調査出土資料や、秋田城跡第五四次調査出土資料がある。次いで漆塗り製品の工房の場合があるが、ここでは工房の作業期間中は継続的に大量の漆が消費される。具体例としては平城京跡右京八条一坊十四坪出土資料や、鹿の子C遺跡出土資料がある。その他、小規模な接着、調度品の補修のような、個別的な漆塗り作業がなされることもある。これはどこでも行われ得ることで、一回的に、少量の漆が使用される。以上のように漆の消費段階のあり方はいくつかの類型に分けられるが、それぞれの場合、反古紙の供給はどのようになされたであろうか。建設現場の場合は、大量の反古紙のストックがあるところから供給され、しかも短期間に廃棄された文書が一括で払い下げられ

る可能性が高いであろう。一方漆工房の場合は、やはり大量のストックのあるところから払い下げられるであろうが、比較的長期にわたって廃棄された文書が含まれることになるだろう。⁽⁹⁾これに対し、個別の漆塗り作業の場合は、作業した場で個別に廃棄された文書が使われることもあろうし、工人が容器とともに持参した蓋紙である場合もあろう。

このように、同じ漆紙文書であっても、反古紙が供給された経緯は漆消費のあり方によって異なることを想定しなければならない。

四 漆の生産、運搬、保管、消費の過程と蓋紙

前節では量的な問題について触れたが、次にやや詳細に漆作業のどの段階で蓋紙が用いられたのかをみておきたい。そのためには漆の生産から消費に至る過程を復元しておく必要がある。⁽¹⁰⁾

木から取れたままの状態の未精製の漆を生漆とよぶ。現在は漆を木から採取した直後は曲物桶に入れるが、古代については不明である。次いで、クロメといって、盤などの大形の平たい容器に入れて、紫外線もしくは熱を当てながら攪拌し、精製する。精製作業は漆の生産地で行う場合もあろうし、消費地で行う場合もあろう。消費地である平城京跡右京八条一坊十四坪ではクロメに用いたと思われる盤の破片が出土しており、これには内面から口縁部にかけて漆の膜

が何層にも重なって付着している。同じ盤を何回も繰り返して使ったことがうかがえる。

生産地から消費地まで運搬するには、須恵器の平瓶、長頸壺のような壺に入れる場合と、直径二〇cm前後以上の大、中型の曲物に入れる場合がある。須恵器壺を運搬に使用した根拠として、持ち運ぶために納めた籠の痕跡が付着している資料があることや、平城宮・京跡出土資料の中に、例えば「余戸郷／道□部／鴨麻呂（底部外面）⁽¹⁾」「船木郷漆／□（底部外面）^(凡カ)」「□合／□石勝（体部外面）^(升カ)」「□井／一升一合（底部外面、行の向きはほぼ直交）⁽¹²⁾」といった郷名、人名、量の墨書銘を有する資料があることが挙げられる。底部に墨書しているものは、漆を入れる前、つまり貢納元で記入したことは明らかである。通常の置き方では見えないこと、全ての容器に記載されているわけではないことから、都での検収目的のためには不適當であるが、平城宮・京跡出土資料の場合、その容器で地方から漆が京進されてきていることは確実である。一方、曲物、或いは円形の木製容器で漆を運搬した根拠としては、時代は降るが室町時代の東寺領新見荘の事例が挙げられる。大永四年（一五二四）最勝光院方評定引付の二月四日の項や、大永八年（享祿元、一五二八）最勝光院方評定引付の六月一七日の項⁽¹³⁾をみると、新見荘から東寺に桶で漆が納入されていることがわかる。これは曲物ではなく、結物の桶である可能性もあるが、蓋紙については同様と考えてよい。

さて、漆は消費地まで運ばれた後、実際に使用される時まで保管されるが、運搬容器のまま保管する場合と、大きな甕のような容器にまとめる場合がある。実際の消費時点では小型の曲物や壺に取り分ける場合があり、さらに杯や皿などの土器に小分けにされることもある。曲物を漆使用時点で用いた根拠としては、口縁部に刷毛置き⁽¹⁴⁾の痕跡と考えられる凹形の加工がしてある資料がある。塗る直前には杯などをパレットとして用いるが、同時に使用する道具として刷毛、篋、タンポ、漆濾し布・紙などがある。

漆の生産から消費に至るまでは以上のような諸段階があり、それぞれにおいて目的に合わせて容器が用いられるが、蓋紙が用いられるのは曲物、杯のみである。出土した蓋紙が付されていたのが曲物であるか杯であるかは、縁辺部の形状で区別できる場合がある。一方、クロメ用の盤は繰り返し使われており、これで漆を保管したとは考えがたいので、蓋紙を付すことはなかったであろう。運搬用の壺には、木、木に布を巻いたもの、布、藁などで栓をするので、蓋紙は用いない。中の漆を使うときには栓は固着して取れないことが多いので、頸部を割って取り出すことになる。これは破断面に漆が付着していることから推測できる。なお、反古紙は蓋紙以外にタンポに用いられている例もある。

蓋紙の復元直径は、大型（直径三〇～三五cm⁽¹⁵⁾）、中型（二〇～二五cm）、小型（一五cm前後）のグループがあり、これは容器の直径

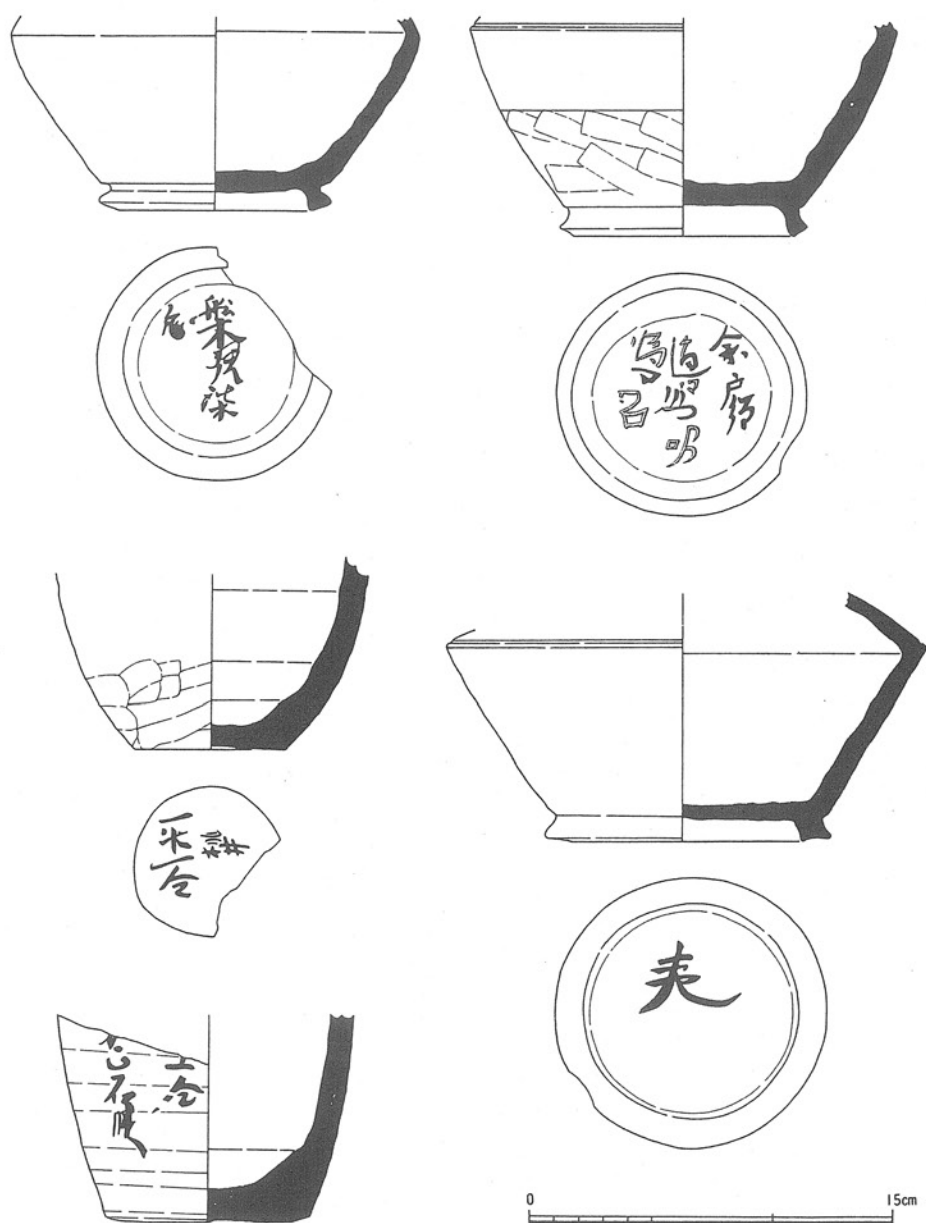


図1 平城宮・京跡出土 墨書のある漆容器須恵器壺
玉田芳英「漆付着土器の研究」(『文化財論叢』Ⅱ, 1995, 同朋舎出版)より転載

に規制される。大まかにいえば、大・中型のものは運搬、保管用、小型のものは小分け用と推定できる。

以上のように、漆紙文書の大きさや形態から、その資料が漆作業のどの段階で、どのような容器に付されていたのかを推定する必要がある。

五 反古紙の供給元

前節までは、漆紙文書を、漆作業主体が道具として使った客体として取り扱った。しかし、これを文書として扱うためには、発信主体から受信主体を経て、最終保管主体から廃棄されるまでの過程、つまり文書の伝来を考える必要がある。発信主体、受信主体は文書の内容から推定するとしても、出土文字資料の場合、最終保管主体がどこであるか、つまりどこから廃棄されたのかを考えることは容易ではない。さらに漆紙文書の場合は、文書として廃棄された後、漆塗り作業の場へ一度流れてから捨てられるのであって、文書として廃棄した主体と、漆蓋紙として廃棄した主体は必ずしも一致しない。出土遺構は漆塗り作業主体に関わるのであって、文書を廃棄した主体に関わるものではない。

出土遺跡の種別ごとに考えてみよう。国府レベルの遺跡では、文書を管理する機関も漆を大量に消費する機関も限られる。従って、

文書廃棄主体と漆使用主体は一致することが多い。また、その主体が、文書が捨てられた場所にある施設と密接に関係することも推定可能である。つまりいずれも主体は国に関係する機関であると推定できる。その他の場合として、郡から進上された漆容器とともにもたらされた、郡廃棄の文書が含まれることもある。これは文書の内容により区別する他はない。地方における工房の場合は、国府から廃棄された文書もあるだろうし、この場合でも郡レベルから進上された漆容器に付着した、郡廃棄の文書が含まれることもあり得る⁽¹⁶⁾。

これに対し、都城の場合は状況が複雑である⁽¹⁷⁾。まず、地方からの運搬容器が須恵器壺であった場合、反古紙が使われるのは、都城で小分けされた曲物、杯のみである。つまり、小型のものに限られる。蓋紙は都城で付されるため、在京諸司、諸家、諸寺から廃棄されたものである可能性が高い。文書として廃棄された後の反古紙供給経路を考えてみると、直接漆工房に関わる官司から廃棄された場合、官司払い下げの反古紙が、官制のルートを経て流れてきた場合、市などに一度流れた後、購入により調達された場合⁽¹⁸⁾などが考えられる。次いで、地方からの運搬容器が曲物であった場合は、別の可能性も考えなければならない。地方から京進された時点では、地方官衙（生産地に近い郡か、進上主体である国かは問題が残る）で廃棄された文書が地方で蓋紙として付され、中身の漆及び容器とともに都城にもたらされたとみなければならない。その後、漆を使用するに

従い、蓋紙を取り替えることもあろう。その場合は都城で廃棄された文書が付されることになる。いずれの場合でも、運搬容器から小分けされた杯には都城で廃棄された文書が付されることになる。

これらを識別するためには、文書自体の内容も重要であるが、漆容器の墨書なども踏まえ、漆の流通に関する考察が必要である。⁽¹⁹⁾

六 事例による検証

さて、前節までは机上の枠組みを述べたが、次に具体的な事例に基づいてこれを検証するとともに、時期的な変遷をたどってみたい。

奈良県飛鳥池遺跡

これは天武朝から藤原京の時代の、漆、金属、玉などの工房遺跡である。ここからは漆紙文書は出土していないが、それだけでなく木製の曲物も出土していない。篋、刷毛などは出土しているのが、漆の付着した木製品は遺存し得る環境であり、もし曲物を使っていれば出土するはずである。漆容器は須恵器壺と大量保管用甕とパレットとしての杯、つまり土器のみである。漆紙文書が出土しない理由は、反古紙の供給が少なく、蓋紙が使われなかったという側面もあるが、そもそも曲物の蓋紙についてはそれ自体あり得なかったということもある。杯への蓋紙は出土する可能性は皆無ではないが、

小型のものに限られるであろう。

平城京跡

全体として漆運搬用須恵器壺も出土しているが、漆容器の曲物も出土している。

右京八条一坊十四坪は西市周辺に位置する工房遺跡である。土坑から大量の漆紙文書が出土しているが、内容を見ると、籍帳類とみられる歴名⁽²¹⁾、正税帳類とみられる稲穀関係帳簿⁽²²⁾、仏典とみられる典籍⁽²³⁾、その他があり、多様な文書が含まれている。この多様性を考えると、反古紙の供給元は単一の官司であるとみるよりは、複数の機関とみた方がよい。この遺跡は工房であり、継続的に大量の反古紙が必要だったであろう。従って、複数機関からさみだれ式に調達したとみるよりは、市に近いことも考え合わせると、多様な反古紙が集まってきた市から購入した可能性が高い。この場合、文書自体の作成、発信、受信、保管、廃棄に関わる主体と、出土遺跡で工房を営んでいた主体とは直接の関係はないことになる。⁽²⁴⁾

左京八条一坊六坪にある掘立柱建物の柱抜取穴から出土した資料は、直径約一七cmの曲物に付着したものである。⁽²⁵⁾ 漆が残存しているので、蓋紙の付け替え回数は少ないと想像される。内容を見ると、オモテ面には二段にわたり小子、小女の歴名が書かれ、年齢と年齢区分を細字双行に記す。その下に数字の書き込みがなされている。

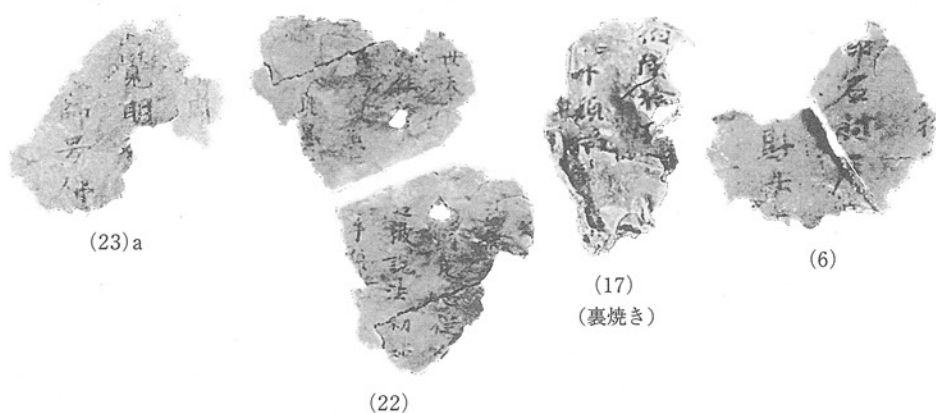


図2 平城京跡右京八条一坊十四坪出土漆紙文書（全て赤外線ビデオカメラによる画像）
番号は奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989
及び、同『年報 1999-1』1999に従う



左部分

図3 平城京跡左京八条一坊六坪出土漆紙文書(右上：可視光線による画像 左上：赤外線デジタルカメラによる画像)
奈良国立文化財研究所『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』1985
及び、同『年報 1998-1』1998参照

都城出土漆紙文書の来歴

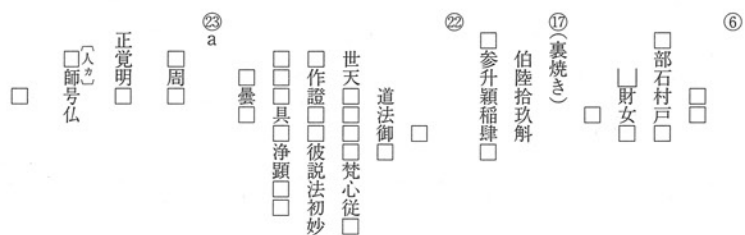


図2 平城京跡右京八条一坊十四坪出土漆紙文書積文

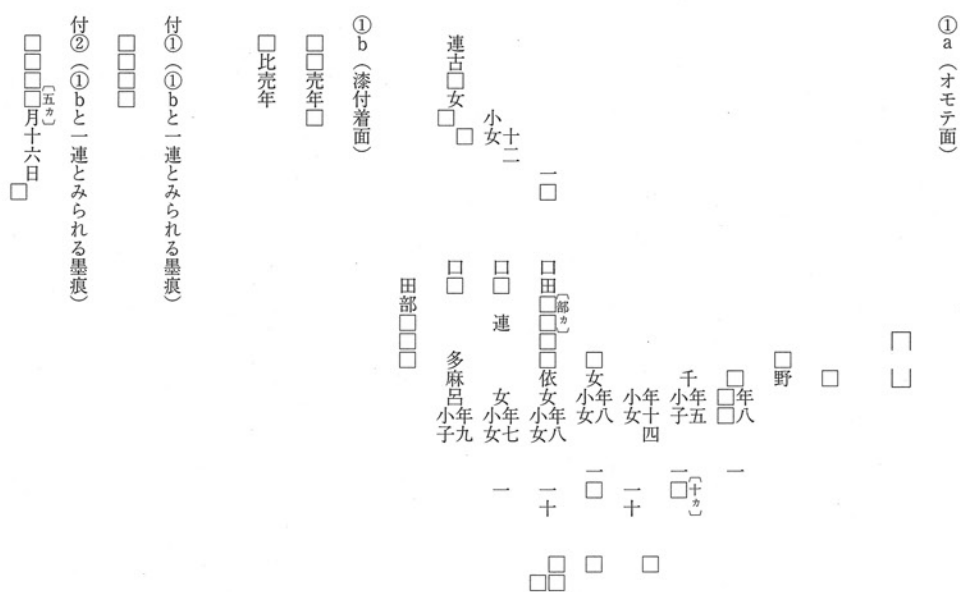


図3 平城京跡左京八条一坊六坪出土漆紙文書積文

書体や書き込みの存在から考えて、正式の京進文書とは考えられず、行政事務の末端で使用されたものとみられる。漆付着面も歴名であるが性格は不明である。書体から考えてこちらが一次文書であろう。この文書が平城京で廃棄されたとなると、京職で保管されていた可能性が高いということになるが、曲物に付着していることを重視すれば地方で廃棄された文書がそのまま残されている可能性も考えなければならぬ。残念ながらこの資料は木質部分は失われているので検証できないが、曲物に貢納に関わる墨書があれば後者の可能性を考える重要な手掛かりになる。⁽²⁶⁾

この他、宅地、官衙から単独で出土する例が散見されるが、前述のように、当該遺跡にあった機関から廃棄された可能性の他、漆工人が外部から持参した場合も考えなければならない。

長岡京跡

長岡京跡では、漆運搬容器としての須恵器壺の出土がほとんどない。⁽²⁷⁾ 大形の曲物自体の出土はないが、それに付されていた直径二〇cm以上の蓋紙は出土しているので、大形曲物を使用していたことは間違いない。地方からの運搬は曲物でなされるのが主流であったと考えられる。中世京都の事例を考えると、このような変遷を考えることは整合的である。

左京二条二坊八坪は宮外の工房遺跡であるが、復元直径約二五cm

の漆紙文書が出土している。⁽²⁸⁾ 大形曲物であることからすれば、小分け用ではなく運搬用であったとみられ、少なくとも一番最初には地方で廃棄された文書が付されていたはずである。内容は田地の管理に関わる帳簿である。書体が多様で、大数字を用いていないことから、草案或いは実務の末端で使用した帳簿であるとみられ、中に郡の記載があるが固有名を記していないことから、郡レベル以下で機能した帳簿と考えられている。単独の条件からでは判断しかねるが、以上の諸条件を合わせて考えると、地方での行政事務末端で作成され、そこで廃棄された文書であるとみて差し支えない。

多賀城跡

都城と比較対照するために、地方官衙のあり方もみておこう。

多賀城政庁西南部にある土坑SK一〇四から出土した資料は、平川南により取り上げられ⁽²⁹⁾、漆紙文書と遺構との関係を考えるための格好の材料となっている。年代は宝亀十一年(七八〇)から延暦二年(七八三)に限られ、短期間に作成、廃棄されたものである。内容から考えると、陸奥国から廃棄された反古文書がほぼ一括して蓋紙として調達され、宝亀十一年の政庁焼失後の復興事業に伴い用いられ、その場で廃棄されたものとみられる。つまり、文書の最終保管主体と、漆塗り作業主体はいずれも陸奥国に関係し、しかも廃棄場所も陸奥国の施設である。なお、漆紙文書の大きさをみると大

形のものがあり、漆容器としての須恵器壺の出土がみられないことからしても、漆の運搬、保管には曲物を使用していたとみられる。⁽³⁰⁾しかしこの場合についていえば、漆の生産地から曲物で運搬してきたとしても、蓋紙の供給元は内容からみて陸奥国ということになる。この例の場合、文書に関わる主体は比較的単純に国に限定して考えることができるのである。

次いで多賀城市山王遺跡の溝SD一八〇から出土した資料をみてみよう。⁽³¹⁾一号文書は、記載内容から郡里制または郷里制下のもので、かつ荊田郡が建てられた養老五年（七二一）以降のものであると判断できる。二号文書は天平宝字七年（七六三）の具注暦である。同じ遺跡から漆作業に関わる木簡も出土しているほか、漆容器の壺も伴出している。陸奥国でも、八世紀半ばまでは壺を漆容器として用いているが、後半には曲物が卓越することが推定できる。

七 おわりに

論点が錯綜したが、以上の内容をまとめておきたい。

都城への漆の運搬容器は、藤原宮期は須恵器壺に限られ、平城京期は須恵器壺と曲物が併存する長い過渡期に当たり、長岡京期はほぼ曲物の卓越する時代となる。これを踏まえて都城における漆蓋紙用反古紙の来歴を考えると、漆作業主体自身が廃棄した文書、漆作

業主体が官制のつながりなどにより払い下げを受けた反古文書、漆作業主体自身が市などから調達した反古文書、工人が作業現場に個別にもたらした反古文書のほか、京進された漆の曲物容器とともにもたらされた地方廃棄の文書の可能性も考えなければならない。

以上、可能性を列挙しただけで何らかの結論を導き出したわけではないが、漆紙文書の史料学的性格を考えるためには、漆塗り作業自体の手工業史的な分析が不可欠であることは示せたと思う。つまり、文書の内容だけでなく、伴出する漆関係遺物を総合的に検討し、工房の生産手段や、材料の調達経路、漆塗製品の供給経路を復元し、工房の設置主体の性格を明らかにする必要がある。その中で反古紙の調達経路を位置づけていかなければならないのである。

最後に、本稿において木簡の研究に対して提起したい問題点を挙げておきたい。発掘調査で出土した木簡は、出土資料一般にいえるように、廃棄された資料であり、最終保管主体は自明ではない。木簡の史料学的性格を考えるためには、遺構、伴出遺物全体の性格からこれを推定していかなければならないという困難さがある。一方、漆紙文書は同じく廃棄された資料であるが、木簡よりさらにもう一段階の伝来過程を考えなければならないという課題がある。漆紙文書の廃棄主体は漆塗り作業主体であって、文書の最終保管主体とは必ずしも同一ではない。特に都城出土資料の場合、その関係は複雑である。文書の内容と、遺跡、遺構の性格を結びつけるのは、木簡

の場合よりもさらに慎重でなければならぬと考える。

註

- (1) 詳細は平川南「漆紙文書に関する基礎的研究」(「漆紙文書の研究」一九八九年、吉川弘文館、初発表一九八五年) 参照。
- (2) 松田権六「うるしの話」(一九六四年、岩波新書)
- (3) 浄法寺町歴史民俗資料館「浄法寺町歴史民俗資料館収蔵資料目録第一集 浄法寺の漆掻きと浄法寺塗の用具及び製品」一九八九年
- (4) 平川南「史料にみる古代の漆」(「漆紙文書の研究」一九八九年、吉川弘文館)
- (5) 玉田芳英「漆附着土器の研究」(「文化財論叢」Ⅱ、一九九五年、同朋舎出版)
- (6) 古尾谷知浩「都城出土漆紙文書の特質」(「奈良古代史論集」三、一九九七年)
- (7) 本稿と同様の視角からの指摘は、既に奈良国立文化財研究所「平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書」(一九八五年)が行っている。六坪出土の資料について、六坪居住者が官司から払い下げを受けた反古紙である可能性、市で購入した反古紙である可能性、六坪居住者自身が廃棄した反古紙である可能性、漆工人が臨時に六坪で作業を行う際にもたらした可能性、などを考慮した上で、漆の生産、交易を含む古代社会全般の問題を検討すべきであるとしている。
- (8) 古尾谷知浩「漆紙・漆紙文書出土遺跡一覽(稿)」(「日本歴史大事典」四、二〇〇一年、小学館)。なお、この一覽表における出土点数は出典の報告書に従っており、文書の点数である場合や破片の点数である場合があつて基準が不統一である。しかしながら、全体の傾向を知る上では問題はなからう。

(9) 漆容器の蓋として使う反古紙は多寡が知れているが、建設現場や工房で使う紙は蓋紙に限らない。濾過に用いたり、タンポに用いたりすることもあれば、余分なところに付着した漆をふき取る場合にも用いる。従つて漆紙文書として残るものはごく一部であつて、反古紙自体はさらに大量に必要である。

- (10) 本節については玉田前掲論文を参照。
- (11) 以上、平城京跡右京八条一坊十一坪、西一坊坊間大路西側溝出土。
- (12) 以上、平城宮跡東方官衙出土。
- (13) 大永四年(一五二四) 最勝光院方評定引付 二月四日
一新見莊去年「大永三癸未」分公用之内、漆桶「指中」拾、同小桶一、都合十一桶、此内指中一桶ト小桶一ハ去年分ノ公事漆ニ支配、残指中九桶者、去年年貢分ニ可有支配之由、衆儀了、仍召塗師、如例シホラセ了。(後略)
- 大永八年(享祿元、一五二八) 最勝光院方評定引付 六月一七日
一新見莊ヨリ漆桶「サシナカ」二到来之間、令披露之處、(中略) 今日召塗師令支配畢。(後略)
- いずれも「東寺百合文書」る。細字部は「」内に示す。この史料については名古屋大学大学院生(当時)の川戸貴史氏の教示を得た。
- (14) なお、漆が東寺に到着した直後、東寺は塗師を召して漆を絞らせて(不純物を除いて精製させて)いる。寺院と手工業者との関係を知る上で貴重な事例である。
- (15) 平川南「漆紙文書に関する基礎的研究」(前掲註1)
- (16) 鹿の子C遺跡の例。平川南「律令制と東国」(「新版古代の日本」八関東、一九九二年、角川書店)を参照。
- (17) 都城における反古紙を含む紙の流通については、仲洋子「写経用紙の入手経路について」(「史論」三三、一九八〇年)を参照。
- (18) 反古紙を購入することについては、次の史料が根拠となる。

「造金堂所解案」(正倉院文書統修三六、「大日本古文書(編年文書)」一六、二七九頁)

造金堂所解 申請用銭并雜物等事
合銭一千六百十二貫九百五十四文

(中略)

四百九十四文買本古紙九百八十九張直「文別二張」

(後略)

- (19) 因みに、現在までのところ木簡で漆の付札の例は見つかっていない。
- (20) 奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』(一九八九年)、及び古尾谷知浩「平城京右京八条一坊十四坪出土の漆紙文書」(奈良国立文化財研究所『年報一九九一』一九九九年)。以下、資料番号はこれらに従う。一部の資料の写真、釈文については後掲図2参照。

(21) 資料番号一〇一六

(22) 資料番号一七・補一

(23) 資料番号二二・二三

- (24) 鬼頭清明「日本古代の都市の前提について」(『古代木簡と都城の研究』二〇〇〇年、塙書房、初発表一九九三年)、「古代都城の庶民生活の一形態」(同上)、初発表一九九四年)では、この遺跡を市に係する工房とみる。結論自体は傾聴すべきであるが、官に係する工房であることの根拠として漆紙文書の出土を挙げることは従えない。純粹に民間の工房が存立し得るかは別としても、民間工房が市を通じて官の反古文書を調達することは論理的にあり得ることである。

(25) 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』(一九八五年)、及び古尾谷知浩「平城京左京八条一坊六坪ほか出土の漆紙文書」(奈良国立文化財研究所『年報一九九一』一九九八年)。写真、釈文については後掲図3参照。

(26) 古尾谷知浩「平城京左京八条一坊六坪ほか出土の漆紙文書」では、

曲物側板に墨書があるとした。顕微鏡で観察したところ紙の繊維が見えなかったため、そう判断したが、再度観察したところ、紙がないとしても木質自体が残っていないので、もともと紙に書かれていた墨書が、紙の繊維が失われても漆の中に浮いた状態で固まり、残ったものと判断した方が良いという結論になった。この場にて訂正したい。

(27) 清水みき氏のご教示によれば、近年長岡京跡でも漆を入れた須恵器壺が出土したとのである。皆無ということではなくなったが、稀な例である。型式や編年についての報告が待たれる。編年によっては平城京時代に京進された漆が、容器ごと長岡京にもたらされた可能性も考えなければなるまい。

(28) (財)向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書』四三(一九九六年)、及び『木簡研究』一八(一九九六年)。釈文は以下の通り。

六段 郡戸主上継之家作立在也

□大田六段

一段 □一段

(29) 平川南「漆紙文書と遺跡・遺構」(『漆紙文書の研究』一九八九年、吉川弘文館)

(30) 桑原滋郎「多賀城における器物製作を示す二・三の資料」(宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要』五、一九七八年)、同「出土遺構と共伴遺物」(『紙の遺存した原因について』(『多賀城漆紙文書』一九七九年)

(31) 多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡Ⅰ』(一九九七年)

謝辞

本稿の作成にあたり、次の方々のご教示、ご協力を賜った。記して謝意を表したい。

相原嘉之氏（明日香村教育委員会）、市大樹氏（奈良文化財研究所）、井上和人氏（奈良文化財研究所）、岩永省三氏（九州大学）、小川泰子氏（国立歴史民俗博物館調査補助員）、鐘江宏之氏（弘前大学）、金田明大氏（奈良文化財研究所）、川越俊一氏（奈良文化財研究所）、北村有貴江氏（奈良女子大学大学院生、奈良文化財研究所調査補助員）、小池綾子氏（奈良文化財研究所調査補助員）、篠原豊一氏（奈良市教育委員会、清水みき氏（向日市教育委員会）、鈴木拓也氏（近畿大学）、田熊清彦氏（栃木県埋蔵文化財センター）、巽淳一郎氏（奈良文化財研究所）、館野和己氏（奈良女子大学）、玉田芳英氏（文化庁）、寺崎保広氏（奈良大学）、中岡泰子氏（奈良女子大学大学院生、奈良文化財研究所調査補助員）、西口壽生氏（奈良文化財研究所）、馬場基氏（奈良文化財研究所）、日野久氏（秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所）、平川南氏（国立歴史民俗博物館）、三上喜孝氏（山形大学）、南島真理子氏（奈良文化財研究所調査補助員）、三好美穂氏（奈良市教育委員会）、八木典子氏（前奈良文化財研究所調査補助員）、山下信一郎氏（文化庁）、山中章氏（三重大学）、吉川聡氏（奈良文化財研究所）、渡辺晃宏氏（奈良文化財研究所）